

# 大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助制度の運用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金交付要綱（令和4年大阪狭山市要綱第42号。以下「要綱」という。）に基づく補助制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 要綱第5条第1項の別に定める期間は、令和4年9月1日から同年10月31日までとする。

(抽選)

第3条 要綱第5条第3項に規定する交付予定者（以下「補助金の交付予定者」という。）を決定するための抽選は、すべての対象システムに係る申請から申請書単位で行い、当該抽選により順次選出された申請に係る申請額の合計額が予算額を超えるまで行い、予算額を超えた時点の申請の直前の申請までを当選とし、当該当選とした申請を行った者を、当該申請した対象システムに係る補助金の交付予定者とする。

2 要綱第5条第3項に規定する補欠者（以下「補助金の補欠者」という。）及びその順番は、前項の規定による予算額を超えた時点の申請を行った者を、補助金の補欠者の第1位とし、第2位から第5位までを順次抽選により決定する。

(補助金の申請額の合計額が予算額を超えなかったときの補助金の交付予定者の決定等)

第4条 第2条に規定する期間内に、要綱第5条第3項に規定する申請額の合計額が予算額を超えなかったときは、当該期間内にされた申請に係る申請者を補助金の交付予定者として決定するものとする。

2 前項の場合において、市長は、第2条の規定にかかわらず、令和5年1月31日（補助金の補欠者を決定した場合にあっては、第5位の補助金の補欠者を決定した時点又は令和5年1月20日のいずれか早い時点）まで申請を受け付けるものとし、当該申請のあった順により補助金の交付予定者並びに補助金の補欠者及びその順番（第1位から第5位まで）を決定するものとする。

3 前項の申請を受け付けたときは、申請額の合計額が予算額を超えた時点の申請の

直前の申請までの申請者を補助金の交付予定者とし、当該額を超えた時点の申請者を第1位の補助金の補欠者とする。

(補助金の補欠者に対する交付決定等)

第5条 補助金の補欠者を決定したときは、大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金補欠決定通知書(別記様式1)により通知するものとする。

2 補助金の補欠者の権利は、他人に譲渡できない。

3 補助金の補欠者が、補欠者の権利の辞退を申し出たときは、要綱第8条第1項に規定する大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金交付申請取下届出書を市長に提出させるものとする。

4 補助金の補欠者を補助金の交付予定者に決定したときは、当該補助金の補欠者に対して、要綱第6条の規定により補助金の交付を決定するものとする。

5 令和5年1月20日までの間に、前項の規定により補助金の交付を決定されなかった者は、補助金の補欠者の権利を失い、当該補助金の補欠者であった者に対して、要綱第6条の規定により補助金の不交付を決定するものとする。

(実績報告及び請求)

第6条 要綱第9条第1項の別に定める日は、令和5年1月31日とする。

2 要綱第9条第1項の別に定める書類は、別表に掲げる書類及びその他市長が必要と認める書類とする。

(補助金交付の方法)

第7条 要綱第10条に規定する補助金の交付は、補助金の交付決定を受けた者名義の金融機関口座に振り込む方法によるものとする。

(その他)

第8条 申請者等の事実関係を確認するための書類が別途必要となった場合は、適宜申請者等に対し、当該書類の提出を求めることができる。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第6条関係）

対象システムの区分	添付書類
共通	(1) 対象システムを設置した住宅又は対象システム付き住宅の周辺地図 (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し (3) 領収書等の写し（分割払いの場合は、分割払いに係る契約を締結した事実が確認できる書類の写し）
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	(1) 対象システム（全体及び各機器の銘板）の写真（カラー写真に限る。） (2) 設置等証明書（別記様式第2） (3) 保証書の写し
家庭用リチウムイオン蓄電池システム	(1) 対象システム（全体及び各機器の銘板）の写真（カラー写真に限る。） (2) 設置等証明書（別記様式第2） (3) 保証書の写し

大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金

# 補欠決定通知書

大狭 第 号

年 月 日

様

大阪狭山市長



年 月 日付けで申請のあった大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金について、大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金交付要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

## 記

1 補欠順位 位

2 注意事項

- 本通知書は、補助金の交付決定を確約するものではありません。また、後に繰上げにより交付決定を受けた場合であっても、実績報告書兼交付請求書の提出期限（令和5年1月31日）に変更はありませんので、未設置などの理由で当該期日までに実績報告書兼交付請求書を提出できない場合は、補助金は交付されません。
- 本通知書による権利の有効期限は、令和5年1月20日までです。
- 本通知書による権利は、他人に譲渡できません。
- 補欠を辞退される場合は、交付申請取下届出書を提出する必要がありますので、市役所生活環境グループまでご連絡ください。

別記様式第2（要領別表関係）

（表）

販売・設置等完了証明書

年 月 日

（あて先）大阪狭山市長

住所（所在地）

氏名（名称）

販売事業者 代表者名 ⑩

担当者名

電話番号

下記のとおり、大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金交付要綱に規定する対象システムの要件<sup>※1</sup>を満たした設備を設置し、設置費を受領したこと<sup>※2</sup>を証明します。

記

購入者	住所 (設置場所)	
	氏名	

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム

ユニット	製造業者	品名番号	設置日 <sup>※3</sup>	設置費
燃料電池			年 月 日	円
貯 湯				

家庭用リチウムイオン蓄電池システム

製造業者	パッケージ型番	設置日 <sup>※3</sup>	設置費
		年 月 日	円

- (注) ※1 要件は、裏面のとおり。  
※2 分割払い契約を締結した場合は、受領とみなす。  
※3 対象システム付き住宅を販売した場合は、引渡日を記入すること。

(裏)

対象システムの要件

対象システムの区分	要件
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	一般社団法人燃料電池普及促進協会が家庭用燃料電池コージェネレーションシステムとして指定したもの
家庭用リチウムイオン蓄電池システム	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業）交付要綱（平成30年3月19日環地温発第18031928号）の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブが行う二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業）の交付の対象として指定されているもの（令和4年2月1日から同年3月31日までの間に当該システムを設置し、又は当該システム付き住宅の引渡しを受ける場合にあつては、令和4年4月1日付け環地温発第22033019号による改正前の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業）交付要綱（平成30年3月19日環地温発第18031928号）の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブが行う二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業）の交付の対象として指定されているもの）